

山梨県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年一月二十六日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山

洋

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一三、一三八

中巨摩郡	五、六二四
南都留郡	一二、八〇一
甲府市	五〇、五六八
富士吉田市	一三、〇〇一
都留市・西桂町	九、一二八
山梨市	九、二六二
大月市	六、二六二
韮崎市	七、八五七
南アルプス市	一九、八一〇
北杜市	一三、〇九六
甲斐市	二〇、九二六
笛吹市	一八、五七三
上野原市・北都留郡	六、四六一

甲
州
市

八、
〇八六